

## 個人情報の保護に関する法律の改正に伴う本市の対応に係る 検討状況について

令和3年5月19日に公布されたデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律において、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）が改正され、令和5年4月1日からは、本市においても法が直接適用となることから、藤沢市個人情報の保護に関する条例（以下「個人情報保護条例」という。）を廃止し、法の施行に際し必要な事項を規定する施行条例（以下「施行条例」という。）を新たに制定するための整備を進めております。

今回は、パブリックコメントに寄せられた市民からのご意見、藤沢市個人情報保護制度運営審議会からの意見聴取の結果及びこれまでの市議会からのご意見等を踏まえた施行条例（案）作成の検討状況について、ご報告するものです。

### 1 パブリックコメントの実施結果について

令和4年6月6日から7月8日までの期間、パブリックコメントを実施し、市民からの意見を募集した結果、1人の提案者から3件のご意見をいただきました。

- (1) 開示請求の具体的な申請方法について、市民への幅広い周知が必要
- (2) 行政機関等匿名加工情報の外部提供について、当該提供が開始された場合に、具体的な匿名加工情報の掲載形式と外部提供先の開示請求を可能にするべき
- (3) 死者の情報の取扱いについて、「生存する遺族等の個人に関する情報」に該当する場合の具体的な要件の提示が必要

### 2 藤沢市個人情報保護制度運営審議会からの意見について

藤沢市個人情報保護制度運営審議会からは、次のようなご意見をいただきました。

- (1) 改正法施行後も、現在まで培ってきた本市の個人情報保護の趣旨が、法に則り適切に運用されるよう、各課における実務の参考となる資料を整備するなど、個人情報の保護が今後も一定の基準を保ち、継続的に行われるような策を講じること
- (2) 行政機関等匿名加工情報の提供制度については、先行して導入する都道府県や政令指定都市等の動向を参考に、より安全な実施に向けて慎重な検討が必要であること
- (3) 改正法施行後においても、個人情報の開示請求の状況や、利用目的以外の目的のための個人情報の提供依頼等への対応状況等についての報告を希望すること

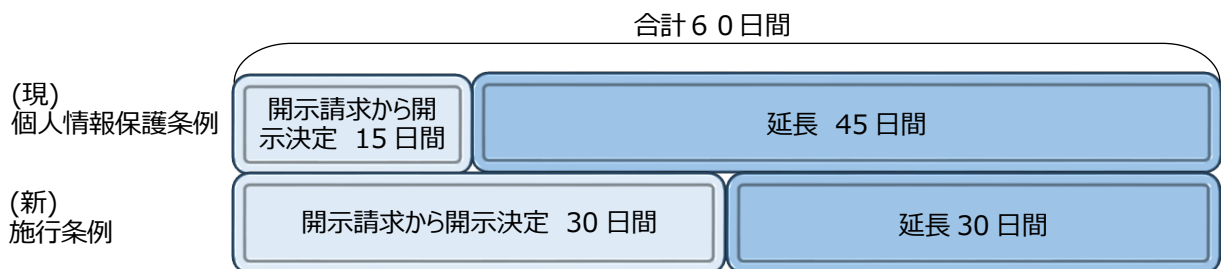
### 3 法改正に伴う本市の対応に係る検討状況について

パブリックコメント、藤沢市個人情報保護制度運営審議会でいただいたご意見及びこれまでの市議会からのご意見等を参考に検討を重ねた結果、施行条例では、次のように定めてまいります。

#### (1) 保有個人情報開示請求から決定及び諾否期限延長の期間

個人情報保護条例では、保有個人情報の開示請求から開示決定等まで15日間、諾否期限延長を最大で45日間の合計60日間としています。

施行条例では、法で定められた範囲の中で実施機関による対応期間を確保するため、法と同様に、保有個人情報開示請求から30日間、諾否期限延長を最大で30日間の合計60日間とします。



#### (2) 個人情報利用状況の公表

法では、「個人情報ファイル簿<sup>※1</sup>」を作成し、「個人情報ファイル<sup>※2</sup>」の利用目的、記録される項目及び個人情報の収集方法等について公表しなければならないとしています。

このため、現在本市において個人情報を取扱う事務を公表するために利用している「個人情報取扱事務登録簿<sup>※3</sup>」は、各課において個人情報の取扱い状況を管理・記録するために利用することとし、改正法施行後は「個人情報ファイル簿」により、個人情報の利用状況について市民に公表してまいります。

##### ※1：個人情報ファイル簿

行政機関の長等は、当該行政機関が保有する、「個人情報ファイル」について、その名称、利用目的、記録される項目、記録範囲及び個人情報の収集方法等を記載した「個人情報ファイル簿」を作成し、公表しなければならない。

##### ※2：個人情報ファイル

個人情報を含む情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために、特定の個人情報を、電子計算機を用いた検索や、氏名、生年月日その他の記述等による容易な検索が可能となるよう体系的に構成したファイル。

##### ※3：個人情報取扱事務登録簿

個人情報を取扱う市の事務について、事務の名称、事務の目的、収集の方法及び記録の内容などを記載した登録簿を事務ごとに作成し、その内容を市民に明らかにするために実施機関が市長に届け出るもの。

### (3) 開示請求時の費用負担

法では、地方公共団体の機関に対し開示請求する者は、実費の範囲内において条例で定める額の手数料を納めなければならないとされております。

本市におきましては、現行と同様に、保有個人情報の開示請求をする際の手数料は無料とし、写しの交付を行う場合には、写しの作成及び送付に要する費用を申し受けることとします。

### (4) 行政機関等匿名加工情報の提供制度の導入

「行政機関等匿名加工情報<sup>※4</sup>」の提供制度につきましては、新たな産業の創出又は活力ある経済社会若しくは豊かな国民生活の実現に資することをその目的及び内容とする事業を行う者からの提案を受け、審査の結果が基準に適合した場合に「行政機関等匿名加工情報」を提供する制度です。

令和5年4月から、都道府県及び政令指定都市において開始されますが、その他の市町村については、当分の間、制度の導入は任意となっております。

本市における導入の時期につきましては、先行して制度が導入されている国や独立行政法人等における実績が乏しいこと、また、課題やその対応策等についての精査が不十分であることなどから、令和5年4月から提供制度を開始する都道府県及び政令指定都市の動向を引き続き注視し、提供の開始時期について検討を重ねてまいります。

#### ※4：行政機関等匿名加工情報

特定の個人を識別することができないよう、かつ、復元することもできないように加工された行政機関保有個人情報。当該加工情報をその事業の用に供しようとする者は、行政機関の長等に対し、当該事業に関する提案をすることができる。

### (5) 運用状況の公表

個人情報保護条例においては、同条例の運用状況を毎年議会に報告し、一般に公表することが定められていますが、法においては、報告及び公表の義務は定められておりません。

本市の個人情報保護制度の適正な運用を確保するため、改正法施行後も、運用状況の報告及び公表を継続してまいります。

### (6) その他対応予定の事項

本市の個人情報保護制度の適正な運用を継続するため、次のとおり対応を予定しております。

#### ア 職員研修の実施

集団研修やライブラリ研修等により職員への研修を実施し、法に基づいた個人情報の適正な取扱いについて周知を徹底してまいります。

#### イ 個人情報保護条例解釈運用基準の見直し

現在、市内において個人情報保護条例の解釈及び運用の基準として利用されている「藤沢市個人情報の保護に関する条例解釈運用基準」を見直し、法に則った新たな運用ルールを示します。

新たな運用ルールにつきましては、本市が現在まで培ってきた個人情報の保護に関する知識や経験が、改正法施行後の本市における個人情報保護制度に継続して活かせるよう、個人情報保護制度運営審議会の意見等を参考に検討し、策定してまいります。

### 4 今後のスケジュール

#### (1) 議会への報告等

ア 施行条例(案)の作成【令和4年9月～10月】

イ 市議会への条例議案の上程【令和4年12月】

ウ 施行条例の施行【令和5年4月】

#### (2) 市内の対応

ア 個人情報ファイル簿の作成【令和4年10月～令和5年3月】

イ 新たな運用ルールの策定【令和5年1月～3月】

ウ 職員研修【令和5年3月】

以 上

(市民自治部 市民相談情報課)